江戸川区障害者虐待通報受付ダイヤル業務募集要項

１　目的

障害者の虐待に関する通報・届出・相談を24時間確実に受け付ける体制を構築するにあたり、業者選定にあたっては①障害特性を理解した適切な対応のための専門職の配置、②一般相談と虐待相談の振り分け、③緊急性がある場合の対応等、信頼のおける事業者に委託する必要があることからプロポーザル方式により選定する。

２　委託事業名

江戸川区障害者虐待通報受付ダイヤル業務

３　委託期間等

（１）委託期間

　　　令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

　　　土日、祝日及び年末年始（12月29日～１月３日）を含む。

　　　※１年ごとの委託契約にて、概ね３年間を想定するが、別途協議事項とする。

（２）委託時間

開庁日　午後５時00分から翌午前８時30分まで

閉庁日　午前８時30分から翌午前８時30分まで

４　委託内容　別紙「仕様書（案）」参照

５　予定経費

　　2,191,200円(消費税込)以下とする。

６　募集に関する事項

（１）実施スケジュール予定　（案）

|  |  |
| --- | --- |
| 募集期間 | 令和７年１月10日（金）～令和７年１月24日（金） |
| 質問書受付締切 | 令和７年１月17日（金）17時まで  ※質問方法は電子メールとする  送付先：障害者福祉課権利擁護係  E-mail：[totsuuchi-syoufuku@city.edogawa.tokyo.jp](mailto:totsuuchi-syoufuku@city.edogawa.tokyo.jp) |
| 質問への回答 | 令和７年１月21日（火）※区ホームページに掲載 |
| 選考に係る書類提出期限 | 令和７年１月24日（金） |
| ヒアリング審査 | 令和７年２月４日（火）予定 |
| 選考結果通知・公表 | 令和７年２月中旬予定 |
| 事業開始 | 令和７年４月１日（火） |

（２）募集の流れ

① 質問書の受付

募集要項の内容等に関する質問は、令和７年１月17日（金）17時までに「質問書（様式2）」に記載のうえ、電子メールにより提出してください。なお、受付期間外の質問や電子メール以外の方法での質問には応じられません。

② 質問書への回答

提出のあった質問事項を取りまとめ、令和７年１月21日（火）に区ホームページに掲載します。

③ 書類提出期限

令和７年１月24日（金）までに「提出書類一覧表（様式3）」に掲げる書類一式を、提出先である障害者福祉課権利擁護係まで持参してください。なお、提出期限以降の提出及び書類の差し替え、再提出は認められません。ただし、「企画提案書」等の内容に不明な点があった場合において、区の指示により不足書類の提出を求める場合は、この限りではありません。

④ ヒアリング審査

「企画提案書」をもとに令和７年２月４日（火）（予定）にヒアリングを行います。日程を変更することはできません。

⑤ 候補者の決定

　　 候補者を一事業者決定し、区ホームページにて公表します。審査結果は、当該審査を行った全事業者に郵送にて通知します。

７　応募方法

（１）応募資格

以下の要件をすべて満たす事業者であること。

1. 江戸川区の一般競争入札の参加資格を有していること。
2. 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
3. 地方自治法施行令第167条の4第2項による措置を受けていないこと。
4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号又は、第２条第６号の規定に該当していないこと及び江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年10月1日施行)別表の各号に掲げる措置要件に該当していないこと。

（２）企画提案書の作成

提出書類は、全てA4サイズとし、各書類名がわかるようにインデックスを付けてください。また、全て紙媒体とし、両面印刷としてください。正本には、会社名及び代表者の役職及び氏名を記入してください。なお、副本には、会社名及び代表者の役職及び氏名等それらを類推可能な名称表現は記載しないでください。記載がある場合は塗りつぶし等を施してください。

1. 提出書類一覧表（様式3）…1部
2. 参加申込書（様式1）…正本の写し1部
3. 企画提案書 <15頁以内、別紙等は不可>…正本1部　副本6部

次の内容を含んで作成してください

ア　会社の組織体制

イ　具体的な実施体制

ウ　担当者・人員の資格、実務経験等

　　・担当シフトを組む上での配置従業員数とその職種内訳

　 ・勤務割振り：委託時間内の担当者配置

・1ヶ月あたりの勤務表及び1人あたりの週労働時間

エ　人材確保と研修体制について

オ　通報受理時の留意点等

カ　障害者虐待の課題

キ　事業開始予定日（令和７年４月１日（火））

ク　個人情報の取り組み

具体的な手法及び実行計画を記載したもの。その他に業務内容から考えられる事業者独自の提案等を盛り込むことも可とする。

1. 見積書 （様式4）…正本1部　副本6部

　　　 ア　見積限度額は、2,191,200円(消費税込)以下とします。

イ　集計、報告書の作成費等、一切の経費を含みます。

ウ　備考欄に算出根拠となる内訳を記載してください。

エ　見積書は正本用、副本用を使用してください。

⑤ 報告書等の成果物…1部　副本6部（任意）

※直近の報告書等の成果物等がある場合は、提出してください。

（３） 応募書類の取り扱い

① 書類作成等にかかる費用

応募書類の作成等にかかる費用は、参加者の負担となります。

② 書類の返却

　　 提出された応募書類は、理由を問わず返却できません。

８　提出先・問い合わせ先

江戸川区福祉部障害者福祉課権利擁護係

〒132－8501 江戸川区中央１－４－１　江戸川区役所 ２階１番窓口

電話 03－5662－1993（直通）

メール　[totsuuchi-syoufuku@city.edogawa.tokyo.jp](mailto:totsuuchi-syoufuku@city.edogawa.tokyo.jp)